参考資料２

令和８年 11 月２日

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第４回）資料への意見について

女性相談支援センター所長全国連絡会議
会長　髙岸 聡子

本人の意思と人権の尊重という法の理念を踏まえ、全国どこにいても必要な支援を受けられる体制を整備するため、検討会における検討の方向性について、以下の点を明確にし、自治体等の役割と必要な人員・財源の確保等を一体的に進めていただきたい。

１　自治体における支援状況【資料１・３～５頁】

・市町村の相談支援体制については、女性相談支援員の配置促進だけにとどめず、市町村の責務として明記するとともに担当部署・窓口の明確化、計画策定、支援調整会議設置、財政措置を一体的に明示すること。

・都道府県（女性相談支援センター（以下「センター」という。））の中核拠点としての機能・役割の拡充については、同時に業務内容・業務量に応じた職員配置基準を設置要綱等に明記し、必要な財源を確保すること。既存の相談・一時保護機能を維持しながら追加の役割を担えるよう、経験豊富な常勤職員や統括的な相談職員の配置を可能とする支援を講じること。

・他法他施策との役割分担の考え方については、他法他施策との連携の推進のみを着地点とせず、主たる課題の担当部門が中心となって支援を行うという考え方を明記すること。また、「女性支援の必要性のアセスメント」については、新しい考え方・仕組みであるため、本人の意向、安全確保、心身の状況及び生活上の課題等の共通項目と判断の考え方を基本方針等に明示すること。併せて、アセスメントの結果に基づき、関係部署が主たる支援機関と役割分担を協議する手順を示し、女性支援による継続的な関与の内容やアセスメントの見直し方法を明確にすること。

２　公的支援機関における支援状況【資料１・７～９頁】

・センター一時保護所については、追及・追跡のおそれがある方を 24 時間 365 日、安全に保護し、安心を提供する公的役割を明示し、この機能が損なわれることがないよう十分に留意すること。

・一時保護については、都道府県の女性相談支援センターだけでなく、市町村等が実施する一時的な緊急保護や宿泊費助成などにも着目し、多様な形態による保護が可能となる体制を確保すること。法に基づく一時保護・一時保護委託と自治体独自の緊急宿泊支援等の位置付け、役割分担及び支援体制を整理し、必要な財源を確保することで支援の複線化を進めること。

・一時保護と女性自立支援施設への入所については、目的と緊急性の違いを踏まえ、判断基準と決定手続を区別して整理すること。

・女性自立支援施設の運営費の見直しは、常時受入体制を維持する基礎的経費を確保した上で、受入実績・支援の困難度を適切に評価すること。

・就労収入が見込める場合だけではなく、多様な問題を抱えた女性の入所が円滑に進むよう、女性自立支援施設において、回復・療養中を含め就労が困難な利用者にも一定の生活費（携帯電話料金等）が確保される仕組みを整えること。

・女性自立支援施設入所者に対する生活保護、障害福祉、介護保険等の実施責任と費用負担を制度ごとに整理し、居住地・住所地に係る特例の導入等により、施設所在地に負担が偏らず、継続した支援を受けられる仕組みを検討すること。
・「通える居場所」については、入所の可否の検討を前提としない独立した事業とし、実施主体を多様化すること。

３　民間団体との協働による支援状況【資料１・10 頁】

・民間団体への補助事業については、様々な団体が得意分野を生かして参画できる補助の仕組みとし、地域の担い手を増やすこと。

４　支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況【資料１・12～13 頁】

・センターが中核施設として今後求められる役割（市町村支援、研修、スーパーバイズ等）について、業務内容・業務量に応じた職員配置基準を設置要綱等に明記し、必要な財源を確保すること。既存の相談・一時保護機能を維持しながら追加の役割を担えるよう、経験豊富な常勤職員や統括的な相談職員の配置を可能とする財政支援を講じること。（再掲）
・人員配置の強化を検討する専門職の例示に、保健師を明記すること。